

山口県報

平成18年
12月19日
(火曜日)

目次

規則

山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………二

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………二

教委規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………二

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則……………三

人委規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三

人委訓令

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………四

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四百十号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の五中、「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四百一十一号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項第九号ロ、カ、タ及びレ中、「精神病院」を「精神科病院」に改め、

同号ツ中、「第五十条の四」を「第五十条」に改める。

第三十二条の三第一号イ中、「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」に、「第三十三条の四第二項」を「第三十三条の四第五項」に、「精神病院」を「精神科病院」に改め、同号ロ中、「含む。」の下に、「又は第三項」を加え、「精神科病院」を「精神科病院」に改め、同号ハ中、「第三十八条の三第一項」の下に、「又は第五項」を加え、「第三十三

条第四項」を「第三十三条第七項」に改め、同号ニ中、「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十二月二十三日から施行する。ただし、第三十一条第五項第九号ツの改正規定、第三十二条の三第一号イ及びロの改正規定(「精神病院」を「精神科病院」に改める部分を除く。)並びに同号ハの改正規定は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四百十一号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表精神保健福祉職員の項中、「精神病院」を「精神科病院」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十二月二十三日から施行する。

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四百十三号

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則（昭和二十八年山口県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名中「休憩時間等」を「休憩時間」に改める。

第一条中「休憩時間等」を「休憩時間」に改める。

第四条を削り、第五条の前の見出し中「休憩時間等」を「休憩時間」に改め、同条中「前三条」を「前一条」に、「休憩時間等」を「休憩時間」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「及び第四条」を削り、「とし、並びに休憩時間を別に定める。」を「とする」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四百十四号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則（平成九年山口県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十五条第二項」に改める。

附則

この規則は、平成十八年十二月二十日から施行する。



山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三十二号

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和四十六年山口県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三十三号

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会事務局等職員の勤務時間及び休憩時間等に関する規則（昭和三十六年山口県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名中「休憩時間等」を「休憩時間」に改める。

第一条中「休憩時間等」を「休憩時間」に改める。

第四条を削り、第五条の前の見出しを「（勤務時間及び休憩時間の特例）」に改め、

同条中「前三条」を「前二条」に、「よりがたい」を「より難い」に、「休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「及び第四条」を削り、「とし、並びに休憩時間を別に定める」を「とする」に改め、同条を第五条とする。

第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。



通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十九号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）別表」を

「地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）別表第三」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第一項中「定め、」の下に「又は」を加え、「を置き、又は条例第七条の規定により休憩時間」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三十一号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成七年山口県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条第一項中「定め、」の下に「又は」を加え、「を置き、又は条例第五条の規定により休憩時間」を削る。

第二十二条中「、第六条第二項及び第三項」及び「及び第六条第三項」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

山口県人事委員会訓令第二号

局 中 一 般

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年十二月十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程（昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の26中「、休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

平成十八年十二月十九日印刷
平成十八年十二月十九日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）